

平成30年8月23日

平成30年第4回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

平成30年第4回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例8件、人事11件、その他16件、補正予算5件、合計41件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

6月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・平成30年度中津川市一般会計補正予算（専第2号）

（条例）

1、中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、改正する。

①平成28年4月1日に公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）が一部改正されたことにより、国政選挙における選挙公営の単価が改正され、公費負担の限度額が引き上げられた。

②中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例で定める公営単価の限度額を、施行令と同額に引き上げる。

◇選挙運動用自動車の使用に係る経費の限度額（使用1日当たり）

区 分	改定前単価	改定単価	差額	
一般運送契約（ハイヤー方式）	64,500円	64,500円	0円	
一般運送契約 以外の契約	自動車借入契約	15,300円	15,800円	+500円
	燃料供給契約	7,350円	7,560円	+210円
	運転手雇用契約	12,500円	12,500円	0円

◇選挙運動用ポスターの作成に係る経費の限度額（ポスター1枚当たり）

改定前単価	改定単価	差額
$(510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 301,875円) \div \text{ポスター掲示場数}$	$(525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円) \div \text{ポスター掲示場数}$	+14円58銭+
		8,625円

③施行期日 公布の日

2、中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

公職選挙法に基づき、中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるため、制定する。

- ①現在の中津川市の選挙では、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を発行していないが、公職選挙法第172条の2の規定により、市の選挙管理委員会は条例で定めることにより選挙公報を発行することができる。
- ②有権者の選挙に関する環境の向上のために選挙公報の発行について条例を制定し、中津川市議会議員及び中津川市長の選挙で、中津川市選挙管理委員会が選挙公報を発行する際の手続き等を規定する。
- ③施行期日 公布の日

3、中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

労働基準法に基づき、夜間勤務を行う管理職を夜間勤務手当の支給対象とするため、改正する。

- ①現在、管理職は国家公務員に準拠して夜間勤務手当の支給対象から除外している。
- ②管理職が通常勤務として夜間勤務（22時～翌日5時）を行った場合、夜間勤務手当（1時間当たり給与の25%）を支給する。
- ③施行期日 公布の日（平成30年4月1日から適用する。）

4、中津川市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、改正する。

- ①個人市民税の基礎控除等の見直し
 - i 基礎控除の適用制限
 - ・現行の基礎控除は、所得金額の制限はなく一律33万円を控除しているが、所得金額が2,500万円以下の者のみに適用することとし、最高43万円控除から逡減、消失する仕組みを導入する。
 - ・前年の合計所得金額2,400万円以下：43万円
 - ・前年の合計所得金額2,400万円を超え2,450万円以下：29万円
 - ・前年の合計所得金額2,450万円を超え2,500万円以下：15万円
 - ・前年の合計所得金額2,500万円超：適用なし
 - ii 非課税範囲の見直し
 - ・現行の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫の非課税限度額は、前年の合計所得金額が125万円以下となっているが、給与所得控除等が10万円引下げられることに伴い所得金額が10万円増加するため、非課税限度額を10万円引上げ135万円以下の者とする。
- ②たばこ税の税率等の見直し
 - i 紙巻たばこの税率の引上げ
 - ・国と地方の比率1：1を維持しつつ、一般品を平成30年10月1日から3段階で引

- 上げる。
- ・平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の税率の引上げを、平成31年10月1日に延期する。

(税率：円/1,000本)

実施時期	市税	県税	国税	合計	引上げ額
＜一般品＞					
現行	5,262	860	6,122	12,244	—
H30.10.1 (a)	5,692	930	6,622	13,244	1,000
H32.10.1 (b)	6,122	1,000	7,122	14,244	1,000
H33.10.1 (c)	6,552	1,070	7,622	15,244	1,000
＜旧3級品＞					
現行	4,000	656	4,656	9,312	—
H31.10.1 (a)	5,692	930	6,622	13,244	3,932
H32.10.1以降の税率は一般品と同じ					

ii 加熱式たばこの課税方式の見直し

- ・「葉たばこ・溶液の重量」と「小売価格」の要素を、それぞれ紙巻たばこに換算し、税率を乗じて課税する。

<ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこ1箱当たりの $\frac{\text{葉たばこ・溶液の重量}}{0.4\text{g}} \times 0.5$ <p>※重量で紙巻たばこ何本分に相当するか。 (0.4gは1本当りの葉の重量)</p>	+	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこ1箱当たりの $\frac{\text{小売価格}}{\text{約20円}} \times 0.5$ <p>※価格で紙巻たばこ何本分に相当するか。 (約20円は1本当たりの平均価格)</p>
--	---	---

- ・【経過措置】現行課税方式から5年間かけて新課税方式に移行する。
 - ア <現行課税方式>加熱式たばこ重量(巻紙・フィルター等を含む)1gにつき、紙巻たばこ1本に換算
 - イ <新課税方式>加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ・溶液の重量を0.4gで除した重量を、紙巻たばこ0.5本に換算
 - ウ <新課税方式>加熱式たばこ1箱当たりの小売価格を紙巻たばこ1本当たりの平均価格で除した金額を、紙巻たばこ0.5本に換算

実施期間	比率		
	ア	イ	ウ
現行	1.0	—	—
H30.10.1～H31.9.30 (d)	0.8	0.1	0.1
H31.10.1～H32.9.30 (e)	0.6	0.2	0.2
H32.10.1～H33.9.30 (f)	0.4	0.3	0.3
H33.10.1～H34.9.30 (g)	0.2	0.4	0.4
H34.10.1～	—	0.5	0.5

③新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の延長

- ・新築住宅等に係る減税措置の適用期限を、現行の平成30年3月31日から2年間延長し、平成32年3月31までとする。

④施行期日

- ① : 平成33年1月1日
- ② i : (a) 平成30年10月1日
(b) 平成32年10月1日
(c) 平成33年10月1日
- ii : (d) 平成30年10月1日
(e) 平成31年10月1日
(f) 平成32年10月1日
(g) 平成33年10月1日
(h) 平成34年10月1日
- ③ : 公布の日

5、中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び中津川市企業立地促進条例の一部改正について

地域再生法の一部改正に伴い、改正する。

①東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地域再生法が改正され「特例措置期間の延長」と「制度の拡充」がなされた。

②中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の改正

・題名の改正

現 行	中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
改正後	中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

・認定期間の延長

現 行	平成30年3月31日
改正後	平成32年3月31日

・優遇措置の改正

	【移転型】 (東京 23 区から地方へ 本社機能を移転する場合)			【拡充型】 (東京 23 区以外から地方へ 本社機能を移転する場合)		
	第1年度	第2年度	第3年度	第1年度	第2年度	第3年度
現 行	固定資産税率× 0			固定資産税率× 0		
改正後	課税 免除	課税 免除	課税 免除	0	1/3	2/3

③中津川市企業立地促進条例の改正

・本社機能移転に係る事業者の指定要件の改正

	中小企業	中小企業以外
現 行	5人以上	10人以上
改正後	<u>2</u> 人以上	<u>5</u> 人以上

④施行期日 公布の日

 6、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の制定について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の制定に伴い、制定する。

①地域が自律的に発展していくため、地域の強みを生かしながら成長が期待できる分野の活性化により、地域の成長発展の基盤を整えることを主旨とした地域未来投資促進法が制定された。

この法律に基づき、地域の特性を生かし、域内に対する経済波及効果を及ぼす事業者を支援するため、優遇施策の一つである固定資産税の課税免除制度を創設する。

②事業者において、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出する旨の事業計画（県承認）を策定し実施した事業について、固定資産税を3年間免除する（国の減収補填あり）。

③施行期日 公布の日

7、中津川市分担金条例の一部改正について

土地改良法の一部改正に伴い、改正する。

①土地改良法が一部改正され、農地中間管理機構が借り受けている農用地を対象とした県営土地改良事業（機構関連事業）の施行地域農用地においても、条例で定めることにより特別徴収金を徴収することができることとされた。

特別徴収金に関する条例を定めていない場合、仮に補助金返還の事案が発生しても、当該事業で市が負担する部分については、原因者から特別徴収金を徴収することができない。

②機構関連事業の計画の公告した日から工事完了公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、農地を目的外用途に供した場合や農地中間管理権の解除をした場合に、当該事業により市が負担する費用について、特別徴収金として徴収することを規定する。

③施行期日 公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「法第36条の2第1項」を「法第36条の3第1項」に改める部分に限る。）は平成31年4月1日から施行する。

8、中津川市消防団条例の一部改正について

機能別団員の定員を変更するため、改正する。

①機能別団員の定員を220人以内から250人以内に変更する。

②施行期日 平成30年10月1日

(人 事)

1、中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 そが よしまさ
曾我 能昌 (再任)

2～11、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者	<small>うえだ</small> 上田 さよ (再任)	<small>はやかわ</small> 早川 菅子 (再任)
	<small>はやし</small> <small>かずこ</small> 林 和子 (新任)	<small>うめた</small> <small>ときえ</small> 梅田 時江 (再任)
	<small>あびこ</small> 安彦 美智子 (再任)	<small>はやかわ</small> 早川 久雄 (新任)
	<small>わたなべ</small> <small>かずこ</small> 渡邊 和子 (再任)	<small>くにえだ</small> <small>たいじょう</small> 国枝 泰穰 (新任)
	<small>みやした</small> <small>しゅうじ</small> 宮下 修治 (再任)	<small>ささき</small> <small>たもつ</small> 佐々木 保 (再任)

(その他)

1、財産の取得について

苗木分団第1部の消防ポンプ自動車1台を更新する。

- | | |
|---------|--|
| ①契約の方法 | 指名競争入札 |
| ②契約金額 | 20,088,000円 |
| ③契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

2、財産の取得について

蛭川分署の高規格救急自動車1台を更新する。

- | | |
|---------|--|
| ①契約の方法 | 指名競争入札 |
| ②契約金額 | 31,860,000円 |
| ③契約の相手方 | 岐阜市東興町1番地
岐阜日産自動車株式会社 法人営業室
室長 三輪 柳次 |

3、損害賠償の額の決定について

①概要

- ・患者は、狭心症や糖尿病で当院循環器内科に通院中であったが、平成26年にCT検査を行ったところ、乳腺腫瘍が指摘され、当院外科への紹介となった。
- ・当院外科で詳しい検査を行ったところ、乳がんの他、骨への転移が認められた。このことから、根治は難しいとしてご家族の意向を踏まえ、ホルモン治療と定期的な検査を行い、がんの進行をチェックしていた。
- ・その後、平成28年、肝臓への転移が見つかったことから、ご家族の意向を踏まえて抗がん剤による治療に切り替えることとした。
- ・比較的副作用の少ない抗がん剤にて治療を続けていたが、平成29年2月、骨の転移についても肝臓の転移についても変化がなく、乳がんはさらに増大したことから抗がん剤を変更し入院治療を行うこととした。副作用を抑えるため、吐き気止めの薬であるステロイド製剤を使用しながら5日間の入院治療を行い、退院した。
- ・退院2日後、意識レベル低下にて救急搬送され、さらにその2日後の平成29年3月に亡くなられた。
- ・糖尿病の患者に対し、ステロイド製剤を使用した際、血糖管理をしていなかったことが死亡につながったとして病院側の過失を認め、損害賠償金を支払うこととした。

②損害賠償額 15,500,000円

③患者 死亡当時 岐阜県在住の女性

④損害賠償の相手方 患者の家族

4～15、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 12議案
- ・指定施設数 18施設
- ・指定期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日
(下表中※印の施設は、平成31年4月1日～平成34年3月31日)

議案	施設数	施設名	指定先
4	1	中津川市付知グラウンド	特定非営利活動法人 つけちスポーツクラブ
	2	付知B&G海洋センター	
5	3	中津川市清和寮	社会福祉法人 五常会
6	4	中津川市デイサービスセンターゆうわ苑	社会福祉法人 五常会
7	5	中津川市デイサービスセンターゆうらく苑	社会福祉法人 萱垣会
8	6	中津川市グループホームまごころ	社会福祉法人 萱垣会
9	7	中津川市デイサービスセンターひだまり苑 ※	医療法人 みらい
10	8	中津川市坂下福祉センター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
	9	中津川市坂下デイサービスセンター	
11	10	中津川市加子母第二デイサービスセンター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
12	11	中津川市付知福祉センター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
13	12	中津川市蛭川福祉センター ※	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
	13	中津川市蛭川デイサービスセンター ※	
	14	中津川市蛭川ショートステイ事業所 ※	
14	15	中津川市付知峡倉屋温泉施設	一財団法人 付知町振興公社
	16	中津川市付知峡倉屋温泉スタンド	
15	17	裏木曾花街道センター	一財団法人 付知町振興公社
	18	花街道付知楽市楽座	

16、北部辺地に係る総合整備計画の変更について

- ①計画区域 中津川市^{ほくぶ}北部地域 (加子母)
- ②計画期間 平成27年度から平成31年度まで
- ③変更内容 (新規)

施設名	事業名	事業内容	事業費
林道	林道長洞線整備事業	林道整備工事 L=500m W=3.0m	12,500,000円

(補正予算)

- 1 平成30年度中津川市一般会計補正予算(その1)【初日議決】
- 2 " 一般会計補正予算(その2)
- 3 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 4 " 介護保険事業会計補正予算
- 5 " 病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 行政管理課 文書行政係 担当者：石原
電話：0573-66-1111 (内線442)